

NTT西日本から届出のあった活用業務に対する 総務省の考え方

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から、平成24年5月21日付で、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT西日本のNGNや地域IP網とは直接接続されないサーバ設備を同社が設置又は調達するとともに、当該サーバによるサービス提供及び当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするための回線区間（他の電気通信事業者から公募により調達するもの）についての料金設定を行った上で、本サービスの利用者に対し、インターネットを介し（同社のNGNや地域IP網を介さない場合も含む。）、アプリケーションサービスを提供するもの。

この場合において、当該回線区間は必ずしも県内に終始するとは限らないものであることから、当該回線区間を含む料金設定と当該サーバ設備によるアプリケーションサービスの提供を一体として、活用業務の届出があったもの。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、東日本電信電話株式会社及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT西日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、N T T 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T 西日本は、本件活用業務を営むに当たっては、市販で調達可能なサーバ設備を構築または調達するとともに、当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他の電気通信事業者との合意に基づきインターネット接続回線区間を公募により調達するとしており、このための所要の資金は、■であるとしている。

また、既存の経営の資源の活用についても、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしているが、本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

他方、職員についても、本件活用業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではない。

よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、N T T 西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、
- ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するためには必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

①地域通信市場における競争の進展状況

NTT西日本からの届出書によれば、本件活用業務は、NTT西日本のIP通信網サービス契約者等に対して提供することとされているところ、本件活用業務の設備形態に鑑みれば、インターネットにアクセスすることの出来るすべての者が本件活用業務による役務提供の対象者になり得ると考えられる。したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT西日本が電気通信役務を提供する地域電気通信市場のうち、主には、ADSL、FTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。これらの地域電気通信市場における競争の進展の程度に応じ、NTT西日本が届出書において講ずることとしている措置が、当該市場における影響力を本件活用業務に係る市場において濫用しないために適切なものであるか否かについて、②、③の状況と合わせ、ステップ2)において確認することとする。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」報告書（平成23年9月7日公表）のデータによれば、まず、ADSL市場については、

平成23年3月末でのNTT西日本のシェア（加入契約数による。以下同じ。）を見ると、西日本地域において、37.4%のシェアを有しており、1位のソフトバンクBB（40.1%）には及ばないものの、引き続き高いシェアを有している状況である。

同報告書では、市場支配力の存在に関しては、上述のようなシェアの状況、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェアは99.9%（平成23年3月末現在）を占めていること、競争事業者によるADSLサービスの提供はNTT東西のメタル回線の開放に依存する部分が大きくNTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあること等を総合的に勘案すれば、NTT東西は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価されている。

しかしながら、市場支配力の行使に関しては、NTT東西には第一種指定電気通信設備制度に基づく規制が適用され、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられていることや、競争事業者の存在、ADSL市場自体が縮小傾向にあること等を総合的に勘案すれば、単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

ただし、縮小傾向にあるADSL市場については、同市場の分析及び評価の重要性は低くなってきており、むしろFTTH市場における競争への影響などについて注視していくことが必要であるとされているところである。

次に、同報告書のデータによれば、FTTH市場については、平成23年3月末でのNTT西日本のシェアを見ると、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄の各ブロックにおいて、それぞれ72.5%、94.6%、57.2%、80.1%、69.9%、74.3%、91.8%と、電力系事業者等がシェアを伸ばしている近畿ブロックにおいては競争が進展しているが、電力系事業者がFTTHに参入していない北陸ブロックをはじめとする他地域においては6割を超える高いシェアを有している状況である。

同報告書では、市場支配力の存在に関しては、上述のようなシェアの状況、競争事業者によるFTTHサービスの提供はNTT東西の光ファイバの開放に依存する部分が大きくNTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられること等を総合的に勘案すれば、NTT東西は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価されている。

しかしながら、市場支配力の行使に関しては、N T T 東西には第一種指定電気通信設備制度に基づく規制が適用され、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられていることや、C A T V インターネットからの競争圧力の存在、今後の移動体通信分野におけるブロードバンド市場との競合も想定されること等を総合的に勘案すれば、市場支配力を行使する可能性は高くないと評価されている。

ただし、光ファイバへのマイグレーションが進展する中、固定電話市場からのレバレッジの懸念があるほか、N G N サービスの提供状況等を注視することが必要であるとされているところである。

他方、本件活用業務は、N T T 西日本のN G N や地域 I P 網とは直接接続されていないサーバ設備を設置・調達し、これにより、上述の範囲の利用者に対し、インターネットを介してアプリケーションサービスを提供しようとするものである。N T T 西日本が本件活用業務において役務提供や料金設定を行おうとするのは、同社が設置等を行うサーバ設備、及び当該設備とインターネットとの間の通信回線部分であり、利用者が契約するインターネット接続事業者から提供を受けるインターネット接続役務に係る部分を含まない。したがって、その業務形態は、必ずしも通信回線を設置することなく営むことのできる、アプリケーションサービスと同等のものとみなすことができる。

ここでいうアプリケーションサービスとは、N T T 西日本の届出書において、平成21年総務省告示第175号に定める日本標準産業分類における、大分類：情報通信業のうち、中分類：小分類：インターネット付随サービス業、細分類：アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダの一部として、同産業分類の説明及び内容例示において「A S P（アプリケーション・サービス・プロバイダ）」として例示されているサービスと同種のものであるとされている。

このA S P 業務の市場規模は、平成22年特定サービス産業実態調査によれば、平成22年11月1日時点における事業所数は382箇所、直近の年間売上高は63,478百万円とされている（ただしソフトウェア開発を除く。以下同じ。）。現在、このようなサービスについては、既存のいづれかの法令の規定に抵触しない限りこれを営むことについて特段の規制はなく、競争事業者においても、サーバ設備やインターネット回線を調達等することにより、同様のサービスを提供することが可能である。

同調査によれば、同市場全体の売上高のうち、約5割を5の事業所が、約3割を29の事業所が占めており、例えば、市場全体の契約数のうち約

5割をNTT東西2社が占めているブロードバンド市場と比較しても、相当数の者が自由に競争を行っている状況であると推測でき、また、NTT西日本の届出書に記載された収入の見込みによれば、平成27年度における本件活用業務に係る収入見込みは[REDACTED]であり、仮に、同調査と比較した場合でも、本件活用業務の規模は、同市場において、直ちに高い水準のシェアを獲得することとなるものとは推測されない。また、同市場全体の売上高の規模（63,478百万円）は、NTT西東日本の売上高（平成22年度で1.8兆円程度）と比較して、約1/30の規模となっている。

このような状況に鑑みれば、新たにNTT西日本1社がアプリケーションサービスを提供することが、直ちに同サービスの市場の公正な競争を阻害するとまではいえない。ただし、同市場の売上高、及びNTT東西がADSL市場、FTTH市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、NTT西日本しか利用し得ないような同社のネットワークに係る機能を用いたり、同社のサービスと不適切にバンドルされたアプリケーションサービスを提供したりする結果、競争事業者が当該機能等を利用しなければ実質的に同等のサービスを提供することができなくなるようにすることや、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社の市場支配力をアプリケーションサービス市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害し、もって、ADSL市場やFTTH市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、この観点から、以下、②、③の状況と合わせ、ステップ2)において確認することとする。

②ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにNTT西日本が設置・調達するサーバ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のNGNや地域IP網の一部として設置されたり、これらのネットワークにSNIを介さずに直接に接続されるものではなく、また、本件活用業務は、これらのネットワークの特有の機能と一体として提供したり、このような機能の利用を必須の前提とするものではないとしている。

また、本件活用業務は、その利用の形態として、一般的には、NTT西日本のフレッツ光ネクスト、フレッツADSLといったNGNや地域IP網を利用したブロードバンドサービスの利用者が、これらのネットワークを経由して利用することが想定されるものの、同届出書によれば、必要に

応じ、他の電気通信事業者の電気通信回線とインターネット接続回線を介して利用可能とするとしている。

これらを合わせ考えれば、当該サーバの設置・調達は、NTT西日本以外の者がインターネットに接続されたサーバを設置・調達した上で、任意の利用者をして、当該利用者の契約に基づくインターネット接続回線を介してアクセスさせ、当該利用者に対してアプリケーションサービスを提供することと変わることろがないものと考えられる。

また、当該サーバを用いて提供されるアプリケーションサービスについても同様に、NTT西日本のネットワークに特有の機能と一体として提供し、又はこのような機能の利用を必須の前提とするものではないことに加え、本件活用業務に必要不可欠となる企業の情報がある場合には、他社も入手可能である範囲で、当該企業から情報から入手するとしていることから、提供条件において、NTT西日本以外の者が同様のサービスを利用者に利用させることと変わることろがないものと考えられる。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との関連性は、相当程度に低いものと考えられる。

しかしながら、NTT西日本のNGNや地域IP網に固有の機能の利用が必須の前提ではないものの、例えば、NGNのみが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限される等の場合には、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性を持つこととなる可能性もあるため、今後提供される具体的な業務の内容を注視することが必要であると考えられる。

③市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT西日本が自ら設置・調達したサーバを用い、当該サーバとインターネットとの間の接続回線部分（インターネット接続事業者から公募で調達するもの）も含めて料金設定をした上で、自身の利用者に対し、アプリケーションサービスを提供するものであり、NTT東日本と連携したサービスの提供を行うものではない。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講すべき措置」に掲げる7つの項目ごとに、NTT西日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT西日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達するインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本アプリケーションサービスを提供するサーバ設備は当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。インターネット接続回線の調達においては、接続事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施している。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

なお、地域IP網及び次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備が市販で調達可能なものであり、かつ、アプリケーションについても、既に市場に普及しているか、又は他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いた上で、必要に応じ他社も入手可能な企業の情報に基づいて提供するとともに、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、NGNや地域IP網に特有の機能の利用を必須とはしないこととしている。

また、本件活用業務において、サーバ設備を用いた役務提供と合わせてNTT西日本が料金設定を行う、当該サーバ設備とインターネットを接続する回線設備については、透明性、公平性を確保する観点から、公募により調達を実施しているとしている。

さらには、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、当該サーバ設備について、必要に応じて当該接続条件をオープンしていくとしている。

したがって、この限りにおいては、他事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、ステップ1)①、②の観点からも、これ以上の新たなネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が構築または調達するサーバ設備及び公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせて対応するものであり、サーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線の公募調達においてインターフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めるものも含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務に用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が本件活用業務を営むために設置するサーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線の公募調達に際し、既に開示しているとしている。

さらには、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、当該サーバ設備について、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1) ②に關し、NTT西日本が届出書に記載していること（NGNや地域IP網に特有の機能の利用を必須の前提としないこと等）と合わせ考えれば、他事業者が必要に応じ本サーバ設備と接続をして同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が構築または調達するサーバ設備及び公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせて対応するものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考え方である。

【総務省の考え方】

NTT西日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能なサーバ設備や公募調達されたインターネット接続回線を用いて提供され、NTT西日本のネットワークに特有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づくとともに、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。等なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、既往の措置に加え、本年11月30日に施行された電気通信事業法の改正の内容や、平成22年3月に同社が提出した実施計画に基づき、法令遵守の一層の徹底を図るとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、ステップ1) ①、②の観点から

も適当であると考えられる。なお、総務省においては、競争セーフガード（又は公正競争レビュー）制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようとする考え方である。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が構築または調達するサーバ設備及び公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせることで、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関

連事業者の公平な取扱いを確保する考え方である。また、サーバ設備の接続条件については、インターネット接続回線の公募調達においてインターフェース条件等を開示しており、関連事業者の公平な取扱いを確保している。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定していない。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性の確保に努める考え方である。

さらに、SaaS、クラウドコンピューティング等のアプリケーションサービスについては、グループウェア（電子掲示板・スケジュール管理等）やウィルス検索・除去、営業・顧客管理、文書管理、財務会計、医療・教育システム（記録・保管等）、災害時の安否システム等の幅広い分野において、既存のASPがサーバ設備を介して様々なサービスを既に提供していることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

なお、本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本件活用業務を営むに当たり自らが料金設定をすることとしているインターネット接続回線の調達に際して、インターフェース条件等を明らかにした上で、公募を行っている。

また、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定していないとしている。

さらに、本件活用業務が届出書の範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、NTT西日本のネットワークに特有の機能の利用が必須であることはなく、上述のとおり、他事業者もサーバ設備やインターネット接続回線の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であることから、競争事業者との間において、新たに同等性を確保するための措置を講ずる必要はないものと考えられる。

したがって、この限りにおいて、ステップ1)①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、インターネット接続回線調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・インターネット接続回線調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

なお、上述の項目1から7までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めるなどを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。